

【標準貨物自動車運送約款の改正に伴う運賃・料金の変更届出件数】

平成30年5月25日現在

	事業者数 (平成27年度末現在)	運賃料金 変更届出件数	比率
北海道	3,348者	1,841件	55.0%
東北	4,147者	1,668件	40.2%
関東	18,053者	7,842件	43.4%
北陸信越	2,712者	1,186件	43.7%
中部	6,693者	3,137件	46.9%
近畿	9,296者	3,843件	41.3%
中国	3,928者	1,911件	48.7%
四国	2,126者	1,579件	74.3%
九州	5,874者	2,748件	46.8%
沖縄	831者	78件	9.4%
合計	57,008者	25,833件	45.3%

※一般貨物自動車運送事業者及び特別積合せ運送事業者における届出件数。

標準貨物自動車運送約款等の改正に伴う手続き状況【取扱注意】

平成30年5月25日現在

地域	対象事業者数(A)	標準約款に基づく 料金変更届出件数(B)	旧約款等認可件数(C)	手続きを一切行っていない件数 (D)=(A)-(B)-(C)	料金の未届出率 (E)=[(C)+(D)]/(A)
北海道	3,348者	1,841件	532件	975件	45.0%
東北	4,147者	1,668件	1,215件	1,264件	59.8%
関東	18,053者	7,842件	1,316件	8,895件	56.6%
北陸信越	2,712者	1,186件	678件	848件	56.3%
中部	6,693者	3,137件	2,296件	1,260件	53.1%
近畿	9,296者	3,843件	503件	4,950件	58.7%
中国	3,928者	1,911件	979件	1,038件	51.3%
四国	2,126者	1,579件	104件	443件	25.7%
九州・沖縄	6,705者	2,826件	1,337件	2,542件	57.9%
	57,008者	25,833件	8,960件	22,215件	54.7%

出典：国土交通省

趣旨を理解せず、旧約款で認可を受けた事業者に対しては、標準約款を使用し、料金の変更届出を促進

形式上、標準約款へ移行していると見なされているため、料金変更届出が必要